

(公 印 省 略)
西 消 予 発 第 7 2 号
平成 29 年 (2017 年) 3 月 2 4 日

(公社) 全日本不動産協会 阪神支部
協会員 各位

西宮市消防長

住宅用火災警報器の設置促進について (ご依頼)

早春の候、平素は当市消防行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。貴協会員の皆様におかれましては、ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ご存知のとおり、住宅用火災警報器の設置については、平成 1 6 年に消防法が改正され、戸建てを含む全ての住宅に設置が義務付けられました。

西宮市におきましては、火災予防条例により寝室、居室内の階段上部、**台所※**に設置することが義務付けられておりますが、賃貸の戸建て住宅や、共同住宅 (自動火災報知設備未設置の小規模な共同住宅) 等 (以下「賃貸物件等」という。) については、住宅用火災警報器の設置義務者を占有者 (以下「賃借人」という。) とするか、所有者とするか法令上明確に規定されておられません。**※ (西宮市以外の市町については、台所に設置義務がない場合がありますので下欄に記載している各消防本部 (局) にお問い合わせ下さい。)**

賃貸借契約の規定 (国土交通省 : 賃貸住宅標準契約書 参考) によると、壁や天井に穴を開けた場合、現状回復の際の修繕費が賃借人負担となりますので、賃借人の心理としても、住宅用火災警報器を設置しにくいものと思慮します。このことから、賃貸物件等については、所有者が設置することが望ましいと考えております。

つきましては、当該物件の所有者様に対して、防火上は勿論、資産管理の観点からも住宅用火災警報器の設置を薦めていただきますようお願い申し上げます。

以 上

阪神地区消防本部 問い合わせ一覧表

消防本部名	担当係	電話番号	FAX
西宮市消防局	予防係	0 7 9 8 - 3 2 - 7 3 1 3	0 7 9 8 - 3 6 - 2 4 7 5
尼崎市消防局	予防担当	0 6 - 6 4 8 1 - 3 9 6 4	0 6 - 6 4 8 3 - 5 0 2 2
芦屋市消防本部	予防担当	0 7 9 7 - 3 8 - 2 0 9 8	0 7 9 7 - 3 8 - 2 0 9 8
伊丹市消防局	指導グループ	0 7 2 - 7 8 3 - 0 7 9 9	0 7 2 - 7 8 3 - 4 9 9 9
宝塚市消防本部	消防用設備担当	0 7 9 7 - 7 3 - 1 9 5 3	0 7 9 7 - 7 7 - 3 9 5 1
川西市消防本部	一般予防担当	0 7 2 - 7 5 7 - 9 9 4 6	0 7 2 - 7 5 7 - 3 3 7 9
三田市消防本部	予防係	0 7 9 - 5 6 4 - 7 3 0 8	0 7 9 - 5 6 3 - 1 2 3 0
篠山市消防本部	予防係	0 7 9 - 5 9 4 - 1 1 1 8	0 7 9 - 5 9 4 - 2 0 7 0
丹波市消防本部	予防係	0 7 9 5 - 7 2 - 2 2 5 5	0 7 9 5 - 7 2 - 1 1 5 5
猪名川町消防本部	予防担当	0 7 2 - 7 6 6 - 0 1 1 9	0 7 2 - 7 6 6 - 8 8 3 1